

議案第 29 号

大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 22 年 3 月 31 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が 1 か月について 60 時間を超えた場合の時間外勤務手当の支給方法等を定めることに伴い、関係条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例及び大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(大口町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「第1項及び第2項」を「前3項」に改め、同条に次の3項を加える。

5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50

6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する町長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じ

た割合

(2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第4項に規定する町長が規則で定める割合を減じた割合

7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する町長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第24条第1項中「ときは」の次に「、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

(大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大口町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 任命権者は、大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号。第15条第3項において「給与条例」という。)第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日

等」に、「（休日）」を「（第 8 条の 2 第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第 15 条第 3 項中「大口町職員の給与に関する条例（昭和 36 年大口村条例第 4 号）」を「給与条例」に、「同条例」を「給与条例」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条）

新	旧
(時間外勤務手当) 第16条 略 2～3 4 <u>前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</u> 5 <u>次に掲げる時間の合計が1か月について</u> <u>60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u> (1) <u>第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち町長が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の</u>	(時間外勤務手当) 第16条 略 2～3 4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</u>

新	旧
<u>150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）</u> <u>(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50</u> <u>6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</u> <u>(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する町長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</u> <u>(2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第4項に規定する町長が規則で定める割合を減じた割合</u> <u>7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する町長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</u>	

新	旧
(給与の減額) 第 2 4 条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、<u>勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間</u>、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。 2 略	(給与の減額) 第 2 4 条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、前条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。 2 略

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条）

新	旧
<u>（時間外勤務代休時間）</u> <u>第8条の2 任命権者は、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号。第15条第3項において「給与条例」という。）第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にあ</u> <u>る第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（第10条第1項において「勤務日等」という。）の</u> <u>うち第10条第1項に規定する休日及び代</u> <u>休日を除いた日に割り振られた勤務時間の</u> <u>全部又は一部を指定することができる。</u> <u>2 前項の規定により時間外勤務代休時間を</u> <u>指定された職員は、当該時間外勤務代休時</u> <u>間には、特に勤務することを命ぜられる場</u> <u>合を除き、正規の勤務時間においても勤務</u> <u>することを要しない。</u> （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） <u>第8条の3</u> （休日の代休日） 第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である<u>勤務日等</u> <u>に割り振られた勤務時間の全部（次項にお</u> <u>いて「休日の全勤務時間」という。）につい</u> <u>て特に勤務することを命じた場合には、規</u> <u>則の定めるところにより、当該休日前に、</u> <u>当該休日に代わる日（次項において「代休</u> <u>日」という。）として、当該休日後の勤務日</u> <u>等（第8条の2第1項の規定により時間外</u> <u>勤務代休時間が指定された勤務日等及び休</u>	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） <u>第8条の2</u> （休日の代休日） 第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である<u>第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務</u> <u>時間が割り振られた日（以下この項におい</u> <u>て「勤務日等」という。）に割り振られた勤</u> <u>務時間の全部（次項において「休日の全勤</u> <u>務時間」という。）について特に勤務するこ</u> <u>とを命じた場合には、規則の定めるところ</u> <u>により、当該休日前に、当該休日に代わる</u> <u>日（次項において「代休日」という。）とし</u>

新	旧
<u>且</u>を除く。)を指定することができる。 2 略 (介護休暇) 第15条 略 2 略 3 介護休暇については、<u>給与条例</u>第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給与条例</u>第23条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。	て、当該休日後の勤務日等<u>(休日を除く。)</u>を指定することができる。 2 略 (介護休暇) 第15条 略 2 略 3 介護休暇については、<u>大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号)</u>第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>同条例</u>第23条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。